記　者　発　表　資　料
令和５年２月２０日
家畜防疫対策室 衛生安全班
担当：江頭・佐藤
電話：022-211-2854
ﾒｰﾙ：kataihs@pref.miyagi.lg.jp

角田市の高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除等について

令和５年１月２８日(土)に角田市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて，農林水産省と協議の上，以下のとおり解除し，併せて全ての消毒ポイントを廃止しました。

１　これまでの経緯

（１）宮城県は，令和５年１月２８日(土)に角田市で発生した高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受けて，移動制限区域（※1）及び搬出制限区域（※2）を設置しました。

※1 移動制限区域：発生農場を中心とした半径３km 以内の区域

※2 搬出制限区域：発生農場を中心とした半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域

（２）令和５年２月１３日(月)午後３時に，搬出制限区域を解除しました。

（３）発生農場の防疫措置が完了した令和５年１月２９日(日)の翌日から起算して２１日が経過した令和５年２月２０日(月)午前０時をもって移動制限を解除しました。

２　解除の対象：移動制限区域内の養鶏場２農場

３　移動制限区域の解除に伴い廃止した消毒ポイント（２か所）

ＪＡ仙南 角田農機センター，国道 349 号・113 号交差点

（両ポイントとも国道 349 号沿い）

４　報道機関へのお願い

家きん農場での取材は，本病のまん延を引き起こすおそれがあることから，厳に慎むようお願いします。

５　その他

（１）我が国の現状において，鶏肉や鶏卵等を食べることにより，ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
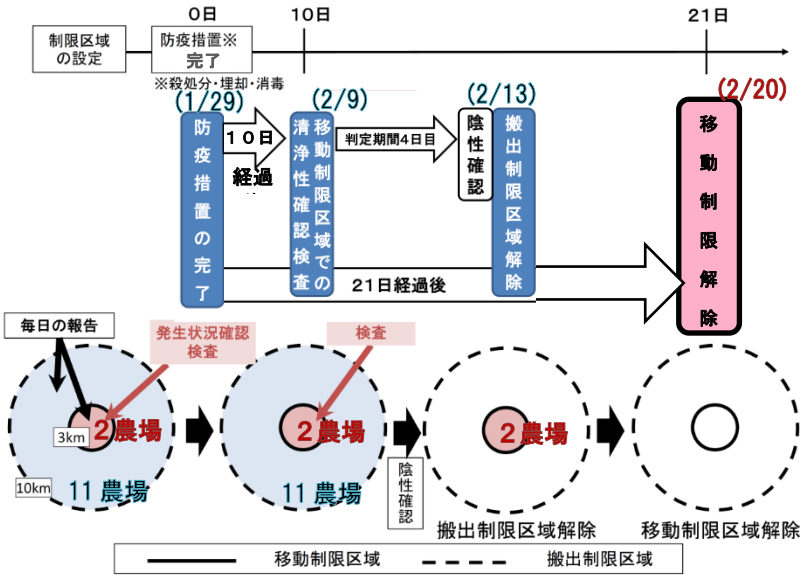
（２）今後とも，迅速で正確な情報提供に努めますので，生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう，御協力をお願いします。